

1. 自主防災組織はなぜ必要？

(1) 自主防災組織が求められる背景

気候変動の影響等により想定を上回る大雨が降ることが頻発化しています。また、近年、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震といった大規模な地震が発生。大雨や巨大地震から住民の命と生命を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自分や家族【自助】」と地域に根差して取り組む「自主防災【共助】」が不可欠です。行政による対応【公助】のみでは救助等に限界があります（行政など【公助】の限界をカバー）

※過去の大規模地震では、地域や家族に救助された割合が90%以上、消防など救助隊に救助された割合は2%弱という調査結果となっています。

災害が発生した場合、「【自助】・【共助】・【公助】」の連携した取り組みが重要ですが、災害に強いまち、被害を最小限にするためには、地域の力【共助】が特に重要です。

【共助】には、災害時においては、地域をよく知っているからこそ「細かな対応ができる」、現場の近くにいるからこそ「迅速な対応ができる」。また、平常時においては、顔の見える関係を通して「支え合う絆を育む」、地域密着の取り組みを通して「安心できる環境を創ることができる」というメリットを持っています。日頃から地域に起こり得る災害を知り、平常時からの訓練を積んでおくことが何よりも大切です。

※訓練の実施については、町が作成した「事業計画（（例）別紙2）」や「地域主体による防災訓練の手引き」を参考にしてください

(2) 自主防災組織に期待されること

自主防災組織（以下、「自主防」）に期待される役割（活動）は、様々なものが考えられますが、自治体により自主防の範囲や規模が異なり、役割をどのように担ってもらうかは自治体の地域特性に合わせた取り組みが必要です。当町は特に出水期における土砂災害や西山断層によるマグニチュード7.3の地震災害の対応が考えられるため、当町の自主防において特に期待される役割は、「大雨や地震発生直後の安否確認を含めた避難誘導」、「地震発生直後の初期消火活動」、「地震災害による長期の避難所の運営」、「地震災害による長期の在宅・車中避難者のニーズの把握と支援」です。

これらの役割を踏まえると、当町の自主防の期待される役割は次のとおりとなります。

更に自治区においては、立地条件にもよりますが、「身近な避難場所として自治公民館の自主避難所の運用」についても期待されます。

■地域に期待される役割■

単 位	期待される役割
自治区	★大雨や地震発生直後の安否確認を含めた避難誘導 ★地震発生直後の初期消火活動 ★長期の避難生活中の在宅・車中避難者のニーズの把握と支援 ★身近な避難場所として自治公民館の自主避難所の運用（立地条件や耐震性による）
校区 コミュニティ	★地震災害による長期の避難所の運営 ★自治区から寄せられた在宅・車中避難者のニーズを踏まえた支援についての調整 ★避難所と自治区から寄せられた情報を集約し町等との総合調整

2. 自主防災組織のつくり方

(1) 自主防災組織とは

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織です。平常時には災害に備えた取組みを実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行います。また、大雨が降り続けている時は早めの避難誘導の取組みも期待されま

■大雨や地震の災害時、平常時の活動内容■

種類	活動内容	
大雨	平常時	①避難訓練の実施 ②備蓄資機材等の整備、危険箇所の把握など
	大雨が降り続けている 【※注1】	①安全確保のための早めの避難誘導 ※避難先は町避難所 or 自治公民館（立地条件による）など ②安全確保、安否確認、避難誘導など
地震	平常時	①初期消火訓練や避難訓練の実施 ②備蓄資機材等の整備、危険箇所の把握など
	直後	①初期消火、安全確保、安否確認、避難誘導、簡易な救助など ②避難所の開設・短期運営（自治公民館（立地条件や耐震性による）を使用する場合） ※避難先は町避難所 or 自治公民館
	長期 【※注2】	①避難所の開設・長期運営、給食など（自治公民館（立地条件や耐震性による）を使用する場合） ※避難先は町避難所 or 自治公民館 ②在宅避難者・車中泊のニーズの把握と支援
【※注1】 ●大雨が降り続いて災害が発生するおそれのある段階 ①町が避難情報（高齢者等避難・避難指示）を発令している段階 ②大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されている段階 ※②の段階で避難を検討する際は、町が避難情報を発令していない場合、町避難所が開設されているか確認してください ●既に自治区内で局地的に災害が発生している段階 【※注2】 ●長期的な避難が必要な段階		

(2) 新たに組織をつくる場合

自主防災組織を設立するためには、組織の目的・事業内容・組織図・事業計画などを明確にし、災害の発生時に防災活動や被害の拡大を防止するための「規約」を作成しておくことが必要です。規約と聞くと難しいイメージがわき、煩わしい気持ちになると思いますが、町で規約・組織図・事業計画のひな形を作成しています。このひな形は、できるだけ簡単に規約などが作成できるようにしています。また、このひな形にこだわらず地域に合った規約に変更していただいても構いませんし、既にある自治区の規約に追加していただくことでも構いません。規約等の作成は町が積極的に支援します。

(3) 補助金を有効活用しよう

規約等を作成し自主防災組織を設立すると、町から補助金を受けることができます。この補助金は防災資機材や保存期限の長い非常食などの購入費を補助するほか、防災訓練等で使用する消耗品や啓発のため参加者に配布する防災関連グッズ、炊き出し用の食糧費なども補助対象となります。特に備蓄資機材は、日頃の自治区の行事で使用することが可能なものを選定し購入するなど、町の補助金を有効に活用してください。また、既に組織を設立している自治区も補助を受けることができます。

【補助金の内容】

補助回数	世帯数	補助上限額	補助率
初回	200世帯未満	10万円	10/10
	200世帯以上 400世帯未満	13万円	
	400世帯以上	15万円	
2回目以降	200世帯未満	5万円	2/3
	200世帯以上 400世帯未満	6万5千円	
	400世帯以上	7万5千円	

※補助は年1回となりますが、初回購入時から10年が経過すると初回と同様の補助を受けることができます。

<例>

避難用

品名	価格	個数	合計額
毛布	4,500	10	45,000
マット (15mm)	6,000	10	60,000
合計			105,000

実事例

品名	価格	個数	合計額
発電機	100,000	1	100,000
合計			100,000

避難用

品名	価格	個数	合計額
ガスコンロ	17,500	3	52,500
炊き出し用鍋	10,000	3	30,000
アルファ米50人分	15,500	1	15,500
合計			98,000

訓練用

品名	価格	個数	合計額
アルファ米 (約130人分)	500	130	65,000
合計			65,000
アルファ米は啓発グッズとして参加者130人に配布			

(4) 組織づくりから補助金交付までの流れ

順番	計画	主体	内容
①	1年目	自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・規約・組織・事業計画(案)の作成 ・購入する備蓄資機材などの検討
②	2年目 (初回)	自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等を総会または組長会議等に諮る ※自治区のルールに沿って決定してください
③		自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請 ※規約、組織、事業計画を申請書に添付
④		町	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定
⑤		自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資機材などの購入→実績報告(完了届)
⑥		町	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金確定→補助金交付
⑦	3年目 以降 (2回目以降)	自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は備蓄資機材等の点検の実施の検討 ・初回購入時から10年経過した防災資機材等の購入の検討
⑧		自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請 ※訓練等を実施する際に要する防災関連経費(啓発用グッズ、炊き出し用食糧費など)又は更に必要(更新)となった備蓄資機材等の購入について申請
⑨		④から⑥と同様の手順	

3. 自主防災組織の活動

(1) 事業計画の作成と事業計画に沿った訓練実施の検討

訓練の実施と聞くと難しいイメージがわくかもしれませんが、まずは、町で事業計画のひな形を作成していますので、この事業計画を参考に活動を行うことを検討してください。なお、地域に合った無理のない事業計画に変更していただいて構いません。出前講座の受講からでも構いませんし、消防団の指導による初期消火訓練を実施していない自治区は、初期消火訓練の実施でも構いません。その後、簡易的な個別訓練を積みかさねて、最終的に避難訓練が行えるように徐々にステップアップしていただくことを検討してください。

また、訓練は、新規事業として行うのではなく、既存の事業と併せて行うなど、無理のないように工夫して行って下さい。活動が軌道にのりましたら、避難行動要支援者等に配慮して行うことを検討してください。訓練については、地域づくり課に危機管理専門員がいますので、遠慮なくご相談ください。

<参考> ※事業計画(例)は、(別紙2)を参照

(2) 大雨が降り続けている時(災害が発生するおそれがある段階)の防災活動

岡垣町の地域の特性上、特に注意が必要な災害は土砂災害警戒区域であると考えます。

地域に土砂災害警戒区域があり、特にハザード内に居住する世帯・人口が多い自治区は、町が大雨の影響による避難情報を発令した場合、あるいは、気象庁から大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されている場合、身近な避難場所である自治公民館等(立地条件や耐震性による)への避難の運用を地域で実践されることが期待されます。また、洪水浸水想定区域がある自治区も同様です。

※高倉区、波津区は、大雨が降り続いている時（災害が発生する可能性のある段階）の避難誘導の取組みを既に実践されていますので参考にしてください。

（3）活動の発展に向けて

（1）のとおり、事業計画に沿った活動を検討していただきますが、地域には要支援者を含む避難誘導や危険箇所の把握などの取組みも期待されます。そのため、活動が軌道にのりましたら、これらの取組みを規約に追加することを検討してください。